

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年11月30日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構東京高輪病院

院長 木村 健二郎

1 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

小型貫流ボイラー更新整備工事

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期限（期間）

平成28年2月29日

(4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構東京高輪病院

(5) 入札方法

- ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、据付、調整、撤去、運搬費等に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
- ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 次の①、②又は③のいずれかに該当しない者であること。

- ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

- 一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行なった者
- ③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者
- (2) 厚生労働省から関東・甲信越地域における「管工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
 - (3) 厚生労働省から関東・甲信越地域における「管工事」においてC等級に属していること。また、
(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に関東・甲信越地域における「管工事」においてC等級に属していること。
 - (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人地域医療機能推進機の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (6) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事施工中配置できること。
次のいずれかの資格を有する者であること。

一級又は二級管工事施工管理技士

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

3 契約条項を示す場所

〒108-8606 東京都港区高輪3丁目10番11号

独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院 経理課 契約係

電話 03-3443-9191

4 競争入札執行の場所及び日時

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記3に同じ。

書類交付時に名刺等身分が証明できるものを提出すること。

(2) 入札書の受領期限

平成27年12月15日(火) 15時00分

受付時間は月曜日～金曜日の9時～17時までとする。なお、持参のみの受付とし、郵送での提出は受理しない。

(3) 開札日時及び場所

平成27年12月22日(火) 11時00分 4階会議室

5 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 契約の履行保証

落札者は請負代金が1,000万円を超える場合、公共工事履行保証証券による保証(2年のかし担保保証特約を付したものに限り。)を付すものとする。この場合の保障金額は、請負代金相当額の10分の3以上とする。

(3) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された書類は理由の如何に関わらず返却しない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(6) 契約書作成の要否「要」

(7) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(8) 詳細は入札説明書による。